

二〇二二年度B方式入学試験問題 一 時限目 国 語

二月六日

注意事項

- 一、試験開始の合図があるまで問題冊子を開かないこと。
- 二、監督者の指示に従い、別紙解答用紙の所定欄に氏名、受験番号を記入すること。さらに受験番号の下のマーク欄に受験番号をマークすること。
- 三、解答はすべて、解答用紙の解答欄にマークすること。
- 四、試験時間は六十分、問題は16ページ。

マーク記入上の注意

- (1) 解答欄にマークするときは、HBの黒鉛筆でつぎの正しい例のように濃く正確にぬりつぶすこと。
- (2) 解答は、該当の解答番号の解答欄にマークすること。例えば、解答番号 **10** の問に対して、**②**と解答する場合は

10	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

のようにマークすること。

悪い例

5	4	3	2	1
①	①	①	①	①
●	①	②	②	②
●	③	③	③	③
④	④	④	④	④
⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
⑨	⑨	⑨	⑨	⑨
⑩	⑩	⑩	⑩	⑩

- 印でかこむ。
- 中身をぬりつぶしていない。
- レ印をつける。
- 一印をつける。
- 一欄に二つ以上マークする。

このような記入をしてはいけない。

- (3) 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおすこと。
- (4) 解答用紙を折りまげたり、破ったり、また汚したりしないこと。

1	①	●	④	⑤
⑨	⑩			

のように×印をしても消したことになる。

第一問 左は、小塚壮一郎『AIの時代と法』の一節である（ただし、一部改変した）。これを読んで次の問いに答えよ。

AIの開発や実利用に関するルールを作っていく試みは、世界でいくつか進行しているが、興味深いことに、どれも「原則」という形式をとり、法律の制定や、立法に向けた提案を行う例はない。むしろ、日本では「社会」原則、EUでは「倫理」ガイドラインと銘打たれ、^A法的なルールではないことが強調されているように見える。

その理由について、AIはまだ開発途上であり、これからも急激な変化が予想されるからだという説明がなされることも多い。たしかに、技術が発展していく中で、中途半端な段階を前提として法律制度を作ると、後日、制度と実態が合わなくなったり、技術の発展に対して制度がバイアスを与えてしまったりする可能性は否定できない。その場合は、やがて技術の方向性が固まってくれば、厳格な法制度へと移行するはずであろう。いわば、法律制度の前段階としての「原則」である。

しかし、技術が発展した将来に、現在の「原則」から法律制度が作られていくという見通しは、あまり現実的ではないように思われる。技術的な仕組みが決まってしまうえば、むしろ、法律にどのようなルールが定められていても、「技術的にそのようなことはできない」とされる状況が生まれそうだからである。法律は、人の行動を対象としたルールであるため、技術的な仕組みそれ自体に対しては有効なルールとならない。AIが普及した社会では、かえって、技術的な仕組みによって、人間にできることとできないことが決まってしまうのである。

この問題は、AIが現在のように注目を集めるよりもずっと早く、アメリカの憲法学者ローレンス・レッシング教授によって指摘された。レッシング教授は、一九九九年に『コード』という書籍を出版し、その中で、技術的な規格（コード）が、法律上で保障されているはずの権利とは無関係に、ルールを作ってしまったっていると指摘した。「コードが法に代わる」というフレーズは、その問題を端的に指摘する表現であった。当時は、インターネットが一般に普及し始めた時期であり、レッシング教授の関心は、とりわけ、インターネット上の著作権に向けられていく。著作物の利用は表現活動の中で問題になるので、特にアメリカでは、著作権制度が憲法上の表現の自由と関連づけて理解されている。

a

、たとえ憲法上の権利があろうとも、技術的に

できないことは、インターネット上では実現されないのである。

^B レッシング教授の提起した問題は、日本でも、DVDレコーダーの技術規格をめぐる顕在化した。二〇〇〇年代まで、DVDレコーダーには、テレビ番組などのコンテンツの著作権を保護する目的で、「コピーワンス」と呼ばれる技術規格が採用されていた。この規格の下では、放送コンテンツの複製は一回しか許されない。テレビ番組を当時のDVDレコーダーで録画すると、DVDレコーダーのハードディスクに録画された時点で一回の複製とカウントされ、それを別のDVDに複製すること（ダビング）ができなかったのである。データをDVDに移すこと（ムーブ）はできたが、ムーブを実行すると、ハードディスク上のデータは消去されてしまう。その点をわかりやすく説明するたえとして、「録画したテレビ番組を見たら面白かったので、単身赴任中の家族にも見てほしいと思い、DVDにコピーして送ると、元の家庭ではその番組を見返すことができなくなってしまった」と言われた。

実際に、録画したテレビ番組をさらにDVDにコピーするニーズがどの程度あったかはともかく、そもそもテレビ番組のコピーDVDを大量に作って儲けようとするわけではなく、家庭内で楽しむ行為についても、あらかじめ決められた規格のために、消費者は不自由を強いられていた。これは、まさに「コードが法に代わる」という現象であったと言える。

日本のAI開発原則を詳しく見ると、たとえば、「セキュリティの原則」については、解説の中で、「AIシステムの開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲でセキュリティ対策を講ずるよう努めること（セキュリティ・バイ・デザイン）」と書かれている。同じような記述は、「プライバシーの原則」に対する解説にもあり、「AIシステムの利活用時におけるプライバシー侵害をカイ避^⑦するため、当該システムの開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲で措置を講ずるよう努めること（プライバシー・バイ・デザイン）」とされている。どちらのルールも、AIシステムの開発の中で、セキュリティやプライバシーの侵害につながらないような技術上の設計を盛り込むように要請しているのである。こうした技術上の設計は、一般的に、「アーキテクチャ」と呼ばれている。基本的にはレッシング教授の言う「コード」と同じものであるが、「コード」というとコンピュータ・プログラムに限定して理解されがちなため、建物の構造をイメージして「アーキテクチャ」

という表現を用いるのである。

^C「コード（アーキテクチャ）が法に代わる」という現象は、AIが普及する時代に、ますます広がっていく。そのような時代には、将来のコード（アーキテクチャ）がどのようなものであるべきかを示すところに政府の役割があるのではないか。そのように考えると、AIに関するルールは、法的なルールとは別に、コード（アーキテクチャ）に関して、AIの開発者や利用者には指針を示すものがふさわしい。世界各国で作られているAIの「原則」は、その意味で、法とは別の種類のルールであり、将来にわたって法と^①ヘイ存するもののように思われる。

〔中略〕

「コードが法に代わる」という表現は、レッシング教授が最初に提起したときには、デジタル技術によって法が潜脱されるとい^う D ニュアンスを持っていた。しかし、社会の隅々までがすべて法によって規律されているというイメージは、一つの虚構にすぎない。このことは、日本社会と日本人の行動をめぐって、過去に何度も議論されてきた。

一九六七年に岩波新書の一冊として出版された『日本人の法意識』は、この問題を語る際には、必ず触れられる書物である。著者の川島武宜博士は、東京大学の民法の教授であった。川島博士は、当時の日本社会のさまざまな事例を調べたうえで、日本には、近代法を受け入れる以前の伝統社会の行動様式が根強く残り、近代法が前提とする「個人」の権利という意識が十分に浸透していないのではないかと問いかけた。『日本人の法意識』は、部分的にはあるが英語にも翻訳され、日本社会と法を研究する海外の研究者にも、広く知られるようになった。

そうした海外の研究者は、昭和四九（一九七四）年に日本の商社がオーストラリアから砂糖を輸入しようとしたところ砂糖の価格が変動して^② E ^③「オーストラリア砂糖事件」が、川島博士の指摘する日本人の法意識を典型的に反映した事件として指摘した。問題となった取引は、当時、日本市場を開拓しようとしていたオーストラリアのクイーンズランド州で、

州政府が全面的に支援して、日本向けに砂糖が輸出されることになったというものである。クイーンズランド州の砂糖公社が輸出する砂糖を、日本の総合商社が製糖業者の窓口となって、五年の長期契約によって買い付けることになり、入念に契約書が作られた。ところが、翌年には砂糖の市場価格が国際的に暴落し、契約書で決められた価格では、輸入側の日本企業に大きな損失が発生することになった。将来にわたって膨大な赤字を出し続けるような取引をするわけにはいかないと行って、日本側は契約の見直しを求めたが、輸出側の砂糖公社はこれを拒絶して、トラブルになった。東京湾には、引き取り手のない砂糖を積んだ貨物船が一〇隻以上も投錨^{びよう}する事態になったそうである。

この一件は、海外の文献の中では、日本では法や契約の意義が理解されず、日本社会の中で契約が重視されていない証拠としてしばしば挙げられる。しかし、昭和四〇年代末とはいえ、オーストラリアとの間で、詳細な契約書を作成して開始された取引にあたって、日本企業が契約は重要な意味を持たないと考えていたとは考えにくい。その一方で、国際的な価格の急落を見て、関係者がパニックに陥ったことは、容易に想像できる。契約の見直しを求めた日本側の意図を正確に表現すれば、契約書に書かれている内容の認識はあり、それが拘束力を持つことは十分に認識しているが、そうであればこそ、契約（法）の世界の外側で、輸入者側の苦しい事情にも配慮してほしいという要望だったのではないか。実際に、フン争の過程で日本の総合商社の社長は、「本来は契約を履行しなければならぬかもしれないが、「日本側は」このまま引取りを続けたら倒産してしまう」と述べていた。そうだとすれば、この事件は、契約（法）は文言どおりに守るべきものか、状況に応じて柔軟な対応を予定したものか、という「法意識」に関する日本人と西洋人（オーストラリア人）の違いから生じた問題ではないであろう。 b、契約だけで取引関係のすべてを割り切ってしまったてよいのか、契約は契約として、それとは別に取引相手に対する配慮などはないのか、という点に対する感覚のズレがフン争をこじらせたのではないかと想像される。これは、言いかえると、社会の中で契約（法）という仕組みが意味を持つ範囲が、両国の当事者間で一致していなかったということである。これを、社会の中で、行動のルールが法にゆだねられる領域の問題、やや短くして「法の領域」の問題と呼ぶことにしよう。 ア

「法意識」という表現は、文化論につながりやすい。特に、現在のように日本を訪れる外国人が多くなかった昭和の時代には、

欧米の研究者にとって、日本がミステリアスな未知の社会に見えることも少なくなかった。そのためもあって、日本人と法の関係は、日本の文化と結びつけて語られがちであった。

イ

文化は地域や民族と深く関係するが、法意識と見えたものが、実は「法の領域」の違いであるとすれば、それは社会の仕組みの問題になる。社会の仕組みは、国や地域だけではなく、経済的、あるいは技術的な前提により異なってもおかしくない。

^F デジタル技術が広く浸透した社会では、それ以前のアナログな技術を前提とする社会と比べて、「法の領域」が違ってくるということは、十分に考えられる。

ウ

デジタル技術が生活に浸透し、「法の領域」が縮小していくと、関係者の利害が、権利や義務という形で観念できない状況も出現する。その結果、トラブルが発生した場合も、法ではなく、技術的な対応（「コード」の調整）によって解決が図られることになる。

それが現実化した事例として、二〇一六年に The DAO がハッキングされた際の処理が、しばしば挙げられる。The DAO は、ドイツのベンチャー企業が、ブロックチェーンを利用して立ち上げた事業ファンドであった。ただし、ビットコインのブロックチェーンとは仕組みが異なる「イーサリアム」というプラットフォームがベースである。二〇一六年六月に、The DAO がハッキング攻撃を受けて、事業ファンドの投資の対象であった「DAO トークン」が流出してしまった（「トークン」とは、もともと「しるし」という意味であるが、そこから乗り物などの専用コインの意味になり、ここでは、デジタル投資の対象物を指している）。この流出事故によって、事業ファンドに出資していた出資者の利益が損なわれたことから、The DAO の信用が傷つき、ひいてはイーサリアムに対する信頼も失われることが懸念される事態へと発展した。

そこで、イーサリアムがイーサリアムがイーサリアムをとりつて、トラブルの収シユウが図られたが、最終的に選択された解決策は、さかのぼってハードフォークを実施するというものであった。ハードフォークとは、ソフトウェア上の処理をそれまでの処理と切り離すということである。The DAO の場合、ハッキングの発生以前の状態がブロックチェーン上に記録として残っているので、それを基準として、ハッキングされた DAO トークンとは別の新しいトークンを当時の参加者の残高に応じた比率で分配した。こ

れにより、元の DAO トークンと新しいトークンが「分裂」というハードフォークが実現した。その上で、元の DAO トークンを無効にして、システム上で使用できない状態にしてしまった。すると、犯人がハッキングによって手に入れたはずの（元の） DAO トークンは何の価値もないものになり、その他の参加者は、何ごともなかったかのように、新しいトークンを使って取引を続けられるようになった。

エ

The DAO の関係者は、この解決に大変満足したらしい。そして、「われわれのコミュニティにはわれわれの裁判所がある」と叫んだと言われる。確かに、巧妙に考えられた解決策ではあるが、法的なアプローチから見ると、流出した DAO トークンを入手した者の利益はどうなるのか（流出させた者はハッカーであるとしても、その入手者がハッキングの共謀者や関与者であるとは限らない）、またハッキングを許したシステム運営者の責任は問われないのかなど、いくつもの疑問が生ずる。

c

、時間をさかのぼらせた処理による解決は、禁じ手のようなものだど批判する意見も強い。ここでも、技術的な仕組み（コード）が法的な権利や義務を無視して、関係者の利害を決定してしまったわけである。

しかし、法とコードの関係に対する評価は、少なくとも The DAO の関係者の間では、逆転しているようである。二〇〇〇年ごろに「コードが法に代わる」と述べたレッシング教授は、コードによって法のルールが塗り替えられ、法がヨウ護^オしている権利や価値が損なわれることに、強い危機感を持っていた。ところが、「われわれのコミュニティにはわれわれの裁判所がある」と言われるときには、むしろ、法のルールはデジタル世界の自由な経済活動にとって迷惑な存在であるかのようなのである。暗号資産の技術を生み出したアメリカ西海岸のハイテクコミュニティは、権力に対して反発する傾向が強いとも言われる。暗号資産を、当初、「仮想通貨」と呼んだ点にも、各国の中央銀行が発行する通貨に対抗する存在を、私的に作り出そうとする野心が込められていた。法が迷惑な存在とみなされる背景には、そうしたカルチャーの影響もあるのかもしれない。

オ

問1 傍線部Aの理由を筆者はどのように捉えているか。最も適切なものを次から選べ。

1

- ① やがて技術が発展して方向性が固まってくれば「原則」が厳格な法制度へ移行するはずだから
- ② AIの普及した社会では人間の行動可能性は法律ではなく技術的な仕組みによって決まるから
- ③ AIはまだ開発途上であり法制度が技術の発展にバイアスを与えてしまう可能性があるから
- ④ 人間の行動を対象としたルールである法律は人間が利用する技術の発展を前提にしているから
- ⑤ 法のルールはAIの普及した社会の自由な経済活動にとって迷惑な存在とみなされているから

問2 空欄aからcに入る語の組み合わせとして、最も適切なものを次から選べ。

2

- ① a しかし b むしろ c そのため
- ② a たしかに b つまり c とりわけ
- ③ a つまり b しかし c そのため
- ④ a つまり b むしろ c もつとも
- ⑤ a たしかに b つまり c もつとも

問3 傍線部Bの説明として、最も適切なものを次から選べ。

3

- ① 法律上の権利の保障とは別の技術的な規格が社会のルールを形成するようになっていくということ
- ② デジタル技術の発展によって著作物の複製が容易になったので著作権侵害が一般化したということ
- ③ 厳格なコードを定めると技術規格が家庭内の複製行為にまで過剰に介入することになるということ
- ④ 社会の隅々までがすべて法によって規律されているというイメージは虚構にすぎないということ
- ⑤ インターネットの普及により著作物の利用と表現の自由の衝突が憲法上の問題になるということ

問4 傍線部Cの具体例として、最も適切なものを次から選べ。

4

- ① 建物の入口に「関係者以外立ち入り禁止」という立て看板を設置することで、部外者が立ち入らないようにすること
 - ② 政府の緊急事態宣言にしたがって飲食店が休業することで、大勢での会食ができないようになること
 - ③ 店舗の売り場に複数の監視カメラを設置することで、万引きをしにくくなるような環境にすること
 - ④ 会社内の規則を法律よりも厳格に規定することで、従業員が法律に反する行為をしないように働きかけること
 - ⑤ インターネットを利用する際の身分認証を導入することで、未成年者が有害サイトにアクセスできないようにすること
- 問5 空欄Dに入る言葉として、最も適切なものを次から選べ。

5

- ① マイナスの
- ② 倫理的な
- ③ アンビバレントな
- ④ 法的規制の
- ⑤ ポジティブな

問6 傍線部Eの説明として、最も適切なものを次から選べ。

6

- ① 西洋人と同じように「法の領域」を取引関係において捉えようとする事
- ② 契約（法）はどのような状況でも、文言どおりに守らなければならないということ
- ③ 拘束力をもつ契約の履行よりも具体的な個人の利益の保護を優先しようとするということ
- ④ 近代法の前提となる個人の権利という意識が十分に浸透していないのではないかとということ
- ⑤ 近代的な法や契約の意味を理解しておらず取引関係において契約が重視されないということ

問7 次の一文が入る最も適切な箇所を、空欄アからオの中から選べ。

7

デジタル技術の下で「コードが法に代わる」という現象は、そのような意味で、技術的な前提の変化により、「法の領域」が縮小していくということを意味しているのである。

① ア

② イ

③ ウ

④ エ

⑤ オ

問8 傍線部Fの理由として、最も適切なものを次から選べ。

8

① デジタル技術が普及すると国境を超えたコミュニケーションが多くなるので複数の国の法が問題になるから

② アナログ技術を前提とする社会にはなかったデジタル技術に対応した新しい法を作る必要が生じるから

③ デジタル技術が広く浸透した社会では関係者の利害はおよそ権利や義務という形で観念できない状況になるから

④ デジタル技術が広く浸透した社会では問題が法ではなくコードによって規律されるようになるから

⑤ アナログ技術を前提にする社会とデジタル技術が普及した社会では法とコードに対する評価は逆転するから

問9 傍線部Gの説明として、最も適切なものを次から選べ。

9

① 流出したDAOトークンを入手した者の利益は補償されない一方で、ハッキング以前にそれを保有していた参加者の利益は補償されたということ

② 技術的な仕組みによる規律よりも法的なものによる規律の方が、関係者の権利や価値を損ねる可能性があると考えられているということ

③ 問題解決にとって相互に機能する法的な規律と技術的な仕組みの優先順位が、レッシング教授とは逆の捉え方になっているということ

④ 技術的な仕組みであるハードフォークを実施したことで、ハッカーやハッキングを受けたシステム運営者の権利や価値が損なわれることになってしまったということ

⑤ 巧妙な解決を図ったことで、法が迷惑な存在とみなされるデジタル世界でも関係者の経済活動における権利や価値を損ねることなく法が機能したということ

問10 本文の内容と合致するものはどれか。最も適切なものを次から選べ。

10

① 「法意識」という表現は誤解を招くので「法の領域」という表現を用いるべきである

② 政府の役割は将来のあるべきコードがどのようなものであるかを法的ルールによって明確にすることにある

③ デジタル技術が発達する以前から社会の中で法によって規律される領域は限られていた

④ デジタル技術の発達によって法は自由な経済活動にとって迷惑な存在ではなくなった

⑤ 昭和の時代の日本人は法的仕組みの範囲内で当事者の具体的な事情も配慮するべきであると考えていた

問11 文中の二重傍線部⑦から⑭のカタカナ部分と同じ漢字を用いるものを、次から選べ。

11

⑦ カイ避

① 本カイを遂げる
② カイ厳令をしく
③ 正カイが分からない

④ 公金をカイ帯する
⑤ 浪人時代をカイ顧する

12

⑧ ヘイ存

① 葉をヘイ用する
② 回路をヘイ列につなぐ
③ ヘイ役を拒む

④ ヘイ凡な人生
⑤ 横ヘイな態度

13

⑨ フン争

① 書類をフン失する
② 白いフン末
③ 獅子フン迅

④ 火山がフン火する
⑤ 険悪なフン囲気

14

⑩ 収シユウ

① 有シユウの美
② シユウ得物を届ける
③ 関係者を招シユウする

④ 報シユウを支払う
⑤ 去シユウを決する

15

⑪ ヨウ護

① 自宅で療ヨウする
② 支持率が浮ヨウする
③ 自由をヨウ認する

④ 候補者をヨウ立する
⑤ 枢ヨウな地位につく

第二問 左は、『平家物語』卷第八「緒環」の一節である。日向国高智保神社の神体である蛇が人間の男に化けて現れた様子と、

その後の展開が描かれている。これを読んで次の問いに答えよ。

豊後国の片山里かたやまざとに昔をんなありけり。或人のひとり娘あるひと、夫もなかりけるがもとへ、母にも知らせず、男よなよなかよふ程に、とし月もかさなる程に、身Aもただならずなりぬ。母是これをあやしむで、「汝がもとへかよふ者は何者ぞ」と問へば、「くるをば見れども、帰るをば知らず」とぞいひける。「さらば男の帰らむとき、しるしを付けて、ゆかむ方をつないで見よ」とをしへければ、娘、母のをしへにしたがって、朝B帰する男の水色の狩衣を着たりけるに、狩衣の頸くびかみに針をさし、しづの緒環いとといふものを付けて、へてゆくかたをつないでゆけば、豊後国にとつても日向ひなたさかひ、優婆岳うぱだけといふ嵩だけの裾、大きな岩屋のうちへぞつなぎいれ C。

をんな岩屋のくちにたたずんで聞けば、おほきなる声してによひけり。注4「わらはこそ是まで尋ね参りたれ。見参けんさんせむ」といひければ、「我は是人のすがたにはあらず。汝すがたを見ては肝たましひも身にそふまじきなり。とうとう帰れ。汝がはらめる子は男子なんしなるべし。弓矢打物ゆみやうちものとつて九州二島しゅうたうにならぶ者もあるまじきぞ」とぞいひける。女重ねて申しけるは、「たとひいかなるすがたにてもあれ、此日来このひこみのよしみ何とてか忘る G。互にすがたをも見もし見えむ」といはれて、「さらば」とて、岩屋の内より臥ふしだけは五六尺、跡枕あとまくらべは十四五丈もあるらむとおほゆる大蛇おほゆるにて、動揺Hしてこそはひ出でたれ。狩衣のくびかみにさすと思ひつる針は、すなはち大蛇のウぶえうぶえにこそさいたりけれ。女是を見て、肝たましひも身にそはず。ひきぐしたりける所しよじゆう従したが十余じゆ人倒れふためき、をめきさけむでにげさりぬ。

女帰りて程なく産Iをしたれば、男子にてぞありける。

〔注〕 1 頸かみ——襟。

2 しづの緒環——しず（織物の一種）を織るための糸巻きのこと。

- 3 豊後国にとっても日向ざかひ——豊後国（大分県）の中でも、日向国（宮崎県）との境のあたりの意味。
- 4 によひけり——「によふ」はうめく・うなるの意味。
- 5 九州二島——九州と壱岐・対馬。
- 6 臥だけ——臥したときの長さの意味。大蛇がとぐろを巻いて臥した長さを指す。
- 7 跡枕べ——寝た時の足先から頭先までの長さの意味。大蛇の全長を指す。
- 8 のウぶえ——喉笛（のどぶえ）の意味。「のどぶえ」の音が転じたもの。
- 9 さいたりけれ——「刺したりけれ」の転。

問1 傍線部Aはどのような意味か。最も適切なものを次から選べ。

16

- ① 大怪我をした
- ② 赤子を身ごもった
- ③ 嫉妬のあまり発狂した
- ④ 大蛇に生まれ変わった
- ⑤ 行方不明になった

問2 二重傍線部㊦から㊧の主格はそれぞれ誰か。その組み合わせとして、最も適切なものを次から選べ。

17

- | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ㊦ | 男 | ㊧ | 娘 | ㊦ | 男 | ㊧ | 娘 |
| ② | ㊦ | 母 | ㊧ | 娘 | ㊦ | 母 | ㊧ | 娘 |
| ③ | ㊦ | 娘 | ㊧ | 男 | ㊦ | 娘 | ㊧ | 男 |
| ④ | ㊦ | 男 | ㊧ | 母 | ㊦ | 男 | ㊧ | 母 |
| ⑤ | ㊦ | 娘 | ㊧ | 母 | ㊦ | 娘 | ㊧ | 母 |

問3 傍線部Bはどういう意味か。最も適切なものを次から選べ。

18

- ① 男物の水色の狩衣を着て、娘が朝帰りをしたところに
- ② 娘が朝帰りする男の水色の狩衣を借りて着ていると
- ③ 男が朝帰りする娘に、自分の水色の狩衣を着せていると
- ④ 男が朝、帰ろうと水色の狩衣を着ているところへ
- ⑤ 男が朝、帰ってきたときに水色の狩衣を着ていたので

問4 空欄Cに入る語として、最も適切なものを次から選べ。

19

- ① たり
- ② め
- ③ たし
- ④ たる
- ⑤ ず

問5 傍線部Dのようになった理由は何か。最も適切なものを次から選べ。

20

- ① こっそり尾行され住処すみがを知られたのが悔しいから
- ② のどもとに針を刺されたのが痛くて苦しいから
- ③ 女との密会を母親に知られたのが恥ずかしいから
- ④ 女が恋しくてたまらず、胸が震えて苦しいから
- ⑤ 我が住処ながら優婆岳の岩屋が暗くて怖いから

問6 傍線部Eはどのような意味か。最も適切なものを次から選べ。

21

① さつさと

② ついに

③ どうにか

④ しばらく

⑤ やはり

問7 傍線部Fの訳として、最も適切なものを次から選べ。

22

① どのような姿をしているのですか

② なんとという姿でありましょう

③ そのような姿であるわけがない

④ どのような姿なのか見せなさい

⑤ どのような姿であったとしても

問8 空欄Gに入る語として、最も適切なものを次から選べ。

23

① けり

② ぬ

③ べき

④ らめ

⑤ さする

問9 傍線部Hはどのような意味か。最も適切なものを次から選べ。

24

- ① 蛇退治を終えた男たちが、大騒ぎしながら岩屋から出てきた
- ② 大蛇が、身体を揺すりながら岩屋から這い出してきた
- ③ 蛇を見て混乱状態になった女が、岩屋から這って逃げ去った
- ④ 岩屋にいる男に対し、這ってでも出て来てくれと女が頼んだ
- ⑤ 正体を知られ慌てた大蛇が、這いながら岩屋へ隠れていった

問10 傍線部Iの品詞分解として、最も適切なものを次から選べ。

25

- ① サ行変格活用の動詞「す」の連用形＋完了の助動詞「たり」の已然形
- ② サ行四段活用の動詞「す」の連用形＋断定の助動詞「たり」の已然形
- ③ サ行変格活用の動詞「す」の連用形＋存続の助動詞「たり」の命令形
- ④ サ行上一段活用の動詞「する」の連用形＋完了の助動詞「たり」の已然形
- ⑤ サ行四段活用の動詞「する」の未然形＋存続の助動詞「たり」の命令形